

介護人材キャリアパス支援事業（試験対策講座）実施要領

1 趣旨

本要領は、栃木県介護人材確保対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）の介護人材キャリアパス支援事業（試験対策講座）を実施するにあたり、交付要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

現役の介護職員を対象に定期的な集合研修方式の試験対策講座を実施し、互いに切磋琢磨する環境を作ることで、「介護福祉士」の資格取得による、介護職員の質の向上及び安定的な定着を図ることを目的とする。

3 実施主体

県内の介護福祉士養成施設等（以下「養成施設等」という。）とする。

4 補助事業の内容

（1）補助事業の概要

介護福祉士国家試験対策講座の実施に当たり所定額を補助する。

（2）補助の対象範囲

事業の実施に要する次の経費とする。

ア 報償費

イ 旅費

ウ 需用費（食糧費、消耗品費、印刷製本費）

エ 役務費（通信運搬費、広告料、損害保険料）

オ 手数料及び使用料

カ その他知事が必要と認める経費

（3）補助基準額

介護福祉士国家試験対策講座 1 養成施設等当たり 241千円以内

（4）補助率

10/10

5 講座

1月の国家試験に向け、各養成施設等において介護職員が参加しやすい日程、開催日数及び時間等を決定するとともに、受験ワークブック等を参考にカリキュラムを作成する。また、オリエンテーションを実施する。なお、テキストは受講者負担とする。

6 講座の周知及び受講生の募集

講座の周知・受講生の募集は、各養成施設等が実習先の介護事業所等に行うほか、県のホームページ、栃木県介護人材確保対策連絡調整会議や関係団体を活用するなど幅広く行う。

7 提出書類

（1）本事業による補助を受けようとする養成施設等は、交付要領第3条に定める書類を提出する。

（2）本事業に係る実績報告を行おうとする養成施設等は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4

月 10 日のいずれか早い期日までに、交付要領第 7 条に定める書類を提出するものとする。

附則

この要領は、平成 29 年 3 月 24 日から適用する。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。